

京都市敬老乗車証条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第13号）  
（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

敬老乗車証について、制度の持続可能性を高めるとともに、利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる新たな手法を導入するため、次のとおり必要な措置を講じるとともに、その他規定を整備することとしました。

- 1 敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）の年齢を75歳以上に引き上げるとともに、前年の合計所得金額が700万円以上の者を交付の対象から除外する等の交付対象者の範囲の見直しを行うこととしました。
- 2 敬老乗車証の交付を受けようとする者が前年の合計所得金額に応じて負担すべき費用を改定することとしました。
- 3 高齢者がその券面額に応じて公共交通機関の一部を利用することができる敬老乗車券に係る制度を導入することとしました。

上記1及び上記2の改正は令和4年10月1日から、上記3の改正は令和5年10月1日から施行することとしました。

なお、敬老乗車証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、公布の日から行うことができることとしました。

京都市敬老乗車証条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第13号

京都市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

第1条 京都市敬老乗車証条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「70歳」を「75歳」に、「寝たきりの状態その他これに準じる状態であつて、公共交通機関の利用が困難であると認められる状態にある者」を「次条第2項の規定による通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年度分（通知日が4月1日から6月30日までの間にある場合にあつては、当該通知日の属する年度の前年度分）の地方税法（以下この号において「法」という。）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する同号に規定する市町村民税を含む。以下「市町村民税」という。）が課されている者であつて通知日の属する年の前年（通知日が1月1日から6月30日までの間にある場合にあつては、当該通知日の属する年の前々年）の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が7,000,000円以上であるもの」に改める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

| 区 分 |   | 負 担 金      |
|-----|---|------------|
| 1   | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されていない者<br>又はこれに準じる者として別に定めるもの                                    | 円<br>9,000 |
| 2   | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であつて通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円未満であるもの又はこれに準じる者として別に定めるもの | 15,000     |
| 3   | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であつて通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上4,000,000円未満であるもの        | 30,000     |
| 4   | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であつて通知日の属する年の前年の合計所得金額が4,000,000円以上であるもの                    | 45,000     |

|                           |
|---------------------------|
| 0,000円以上7,000,000円未満であるもの |
|---------------------------|

別表第1備考3を削り、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

- 2 通知日が4月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「年度分」とあるのは「年度の前年度分」とする。

第2条 京都市敬老乗車証条例の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者が」を削り、「なく、」の右に「又はその券面額に応じて高齢者が」を加える。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第2項中「第2種敬老乗車証」の右に「及び敬老乗車券」を加え、同条を第10条とする。

第7条中「敬老乗車証」を「第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 敬老乗車券については、有効期間を定めない。

第7条を第9条とする。

第6条中「ときは、」の右に「第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする者の」を加え、同条を第8条とする。

第5条ただし書中「ただし、」の右に「敬老乗車券を所持する交付対象者が、当該敬老乗車券が不要であるとして負担金の払戻しを請求するときその他」を加え、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第7条 市長は、負担金を還付する場合は、520円の範囲内において別に定める手数料を徴収することができる。

第4条本文中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条ただし書中「について」を「が、第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする場合」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に、「交付対象者」を「敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、交付申請者は、第1種敬老乗車証（交付申請者が、第2種敬老乗車証の交付の対象となる者である場合にあつては、第2種敬老乗車証を含む。）

又は敬老乗車券のいずれか一方の交付を申請することができる。

第3条を第4条とする。

第2条各号列記以外の部分中「敬老乗車証」を「第1種敬老乗車証又は敬老乗車券」に改め、「（以下「交付対象者」という。）」を削り、「次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者」を「本市の区域内に住所を有する75歳以上の者（次条第3項の規定による通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年度分（通知日が4月1日から6月30日までの間にある場合にあっては、当該通知日の属する年度の前年度分）の地方税法（以下この項において「法」という。）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する同号に規定する市町村民税を含む。以下「市町村民税」という。）が課されている者であって通知日の属する年の前年（通知日が1月1日から6月30日までの間にある場合にあっては、当該通知日の属する年の前々年）の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が7,000,000円以上であるもの及び別に定めるものの交付を受けている者を除く。）」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 第2種敬老乗車証の交付の対象となる者は、前項の規定による第1種敬老乗車証の交付の対象となる者のうち、北区、左京区、右京区、西京区及び伏見区の区域内で別に定める地域内に住所を有するものとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（敬老乗車証の種類）

第2条 敬老乗車証の種類は、第1種敬老乗車証、第2種敬老乗車証及び敬老乗車券とする。

別表第1中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

| 種類 | 区分   | 負担金        |
|----|--|------------|
|    | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されていない者又はこれに準じる者として別に定めるもの | 円<br>9,000 |
|    | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の合計所得 | 15,000     |

|                    |  |                     |
|--------------------|--|---------------------|
| 第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証 | 金額が2,000,000円未満であるもの又はこれに準じる者として別に定めるもの                                      |                     |
| 第2種敬老乗車証           | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上4,000,000円未満であるもの | 30,000              |
|                    | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の合計所得金額が4,000,000円以上7,000,000円未満であるもの | 45,000              |
| 敬老乗車券              |  | 5,000円以下の範囲内で別に定める額 |

別表第1備考1中「敬老乗車証」を「第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第9条関係」に、「交付申請者」を「第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする者」に改める。

別表第3中「第8条関係」を「第10条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 この条例の公布の日
  - (2) 第1条並びに附則第3項、第5項、第6項（京都市乗合自動車旅客運賃条例（以下「乗合自動車条例」という。）第12条第1項第3号の改正規定中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（」及び「に限る。」）を削る部分に限る。）及び第7項（京都市高速鉄道旅客運賃条例（以下「高速鉄道条例」という。）第10条第1項第3号の改正規定中「第2条第1号」を「第2条」に改める部分を除く。）の規定 令和4年10月1日

(3) 第2条並びに附則第4項、第6項（乗合自動車条例第12条第1項第3号の改正規定中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（」及び「に限る。）」を削る部分を除く。）及び第7項（高速鉄道条例第10条第1項第3号の改正規定中「第2条第1号」を「第2条」に改める部分に限る。）の規定 令和5年10月1日

(準備行為)

2 敬老乗車証（運賃を支払うことなく、又はその券面額に応じて高齢者が公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。）の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、第1条及び第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(交付対象者に関する経過措置)

3 昭和27年10月1日以前に生まれた者に関する第1条の規定による改正後の京都市敬老乗車証条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号の規定の適用については、同号中「75歳」とあるのは、「70歳」とする。

4 昭和31年10月1日以前に生まれた者に関する第2条の規定による改正後の京都市敬老乗車証条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「75歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 昭和28年10月1日以前に生まれた者               | 71歳 |
| 昭和28年10月2日から昭和29年10月1日までの間に生まれた者 | 72歳 |
| 昭和29年10月2日から昭和30年10月1日までの間に生まれた者 | 73歳 |
| 昭和30年10月2日から昭和31年10月1日までの間に生まれた者 | 74歳 |

(負担金に関する経過措置)

5 有効期間の満了の日が令和5年9月30日である第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証に関する改正後の条例別表第1の規定の適用については、同表中「9,000」とあるのは「6,000」と、「15,000」とあるのは「10,000」と、「30,000」とあるのは「20,000」と、「45,000」とあるのは「30,000」とする。

(関係条例の一部改正)

6 乗合自動車条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例」の右に「又は他の条例」を加える。

第12条第1項第3号中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（」を削り、「第2条第1号」を「第2条」に改め、「に限る。）」を削る。

第13条第1項中「回数券」の右に「並びに京都市敬老乗車証条例の規定により交付された敬老乗車券（同条例第2条に規定する敬老乗車券をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項前段中「の乗車券」を「の普通券又は回数券」に改め、同項後段中「追徴又は払いもどしする」を「追徴し、又は払戻しをする」に改める。

第15条第1項中「乗車券の様式を変更した」を「乗車券（敬老乗車券を含む。次条において同じ。）の様式に変更があった」に、「又は回数券」を「若しくは回数券又は京都市敬老乗車証条例の規定により交付された敬老乗車券」に、「使用し、又は新乗車券との引換えを請求する」を「使用する」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乗車券の様式に変更があった場合は、その変更前に発売した普通券又は回数券を所持する旅客は、新乗車券との引換えを請求することができる。

7 高速鉄道条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（」を削り、「第2条第1号」を「第2条」に改め、「に限る。）」を削る。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）